

ふくしま企業脱炭素化支援事業補助金実施要領

(目的)

第1 この要領は、「ふくしま企業脱炭素化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」第24条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(補助対象設備)

第2 要綱第3条（1）に定める補助対象となる高効率設備の要件等は別表1に定めるとおりとする。

(交付申請書に添付すべき書類)

第3 要綱第7条に定める別に定める書類は様式第1号（交付申請書チェック表）及び別表2に定めるとおりとする。

(事業の着手)

第4 補助対象者は、事業に着手した場合には、様式第2号（事業着手届）を作成し、知事に提出するものとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第5 要綱第15条に規定する別に定める書類は様式第3号（実績報告書チェック表）及び別表3に定めるとおりとする。

(増設改修等に伴う手続き)

第6 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等をしようとするときは、様式第4号（取得した設備等の増設（改修、移転、更新等）届）を作成し、知事に提出するものとする。

(災害の報告)

第7 補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内に天災その他の災害を受けた時は、直ちに様式第5号（取得した設備等の災害報告書）を作成し、知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和7年11月11日から施行する。

別表1（第2 関係）

対象設備	要件
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られるもの。
高機能換気設備	<p>平時に活用するものであり、次の(1)～(3)の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1)全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。</p> <p>(2)必要換気量（1人あたり毎時 30m³以上※）を確保すること。</p> <p>(3)熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること。</p> <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時 30m³ を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日厚生労働省）を確認すること。</p>
高効率照明機器	<p>調光制御機能※を有する LED に限る。</p> <p>※調光制御機能とは、以下のいずれかの機能を指す。</p> <p>①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）</p> <p>②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）</p> <p>③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）</p>
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られるもの。
コージェネレーションシステム	都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

※ 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

別表2 (第3 関係)

1	<p>交付申請者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</p> <p>※申請者が法人の場合に必要</p> <p>※申請日時点で、発行日が3か月以内のものに限る</p>
2	<p>交付申請者の住民票の写し</p> <p>※申請者が個人の場合に必要</p> <p>※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る</p> <p>※マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る</p>
3	<p>県税に未納がないことの証明書</p>
4	<p>高効率設備を設置する建物の平面図及び設備設置予定場所のわかる図面</p> <p>※高効率設備を複数種類設置する場合は、図面上で高効率設備の種類・型番等が判別できるよう作成すること</p>
5	<p>従前の設備の設置位置のわかる図面</p> <p>※従前の設備を更新する場合に限る</p>
6	<p>高効率設備のカタログ、仕様書等の写し（設備仕様が分かる書類）</p>
7	<p>支援機関が確認した省エネ診断等による事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握の結果</p>
8	<p>高効率設備が別表1の要件を満たすことを証する書類</p> <p>※高効率空調機器又は高効率給湯機器の場合、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（環境省）等により、省CO₂効果を算定したもの</p>
9	<p>①事業活動に伴う温室効果ガス排出量（Scope1, 2）の削減目標及び評価指標②実行する温室効果ガス排出量削減策③社内における推進体制 を記載した書類（脱炭素計画書）</p> <p>※申請時点で脱炭素計画書が未策定の場合、完了実績報告時に提出すること。</p>
10	<p>費用の総額及び明細がわかる見積書の写し</p> <p>※申請日時点で、有効期限内であること</p>
11	<p>高効率設備の設置・改修前の状況が確認できる写真（カラーのもの）</p>
12	<p>工程表</p>
13	<p>預金通帳等の写し（振込先口座が確認できる書類）</p>
14	<p>その他知事が必要と認める書類</p>

別表3 (第5 関係)

1	契約書の写し
2	高効率設備の交換・改修前後の状況が確認できる写真（カラーのもの）
3	請求書の写し
4	支払いが確認できる書類の写し
5	①事業活動に伴う温室効果ガス排出量（Scope1, 2）の削減目標及び評価指標②実行する温室効果ガス排出量削減策③社内における推進体制 を記載した書類（脱炭素計画書） ※申請時点で未提出の場合
6	その他知事が必要と認める書類